

【相談内容】

従業員 20 名のアパレル関係の会社で 3 年程働いています。採用時に、週 5 日、1 日 8 時間勤務で、必要に応じて残業をしてもらおう場合もあるという説明を受けていました。しかし実際には、定時で終わる日はほぼなく、毎日残業するように命じられています。知人から、労働者に残業をさせるためには三六協定が必要という話を聞きましたが、三六協定とは何ですか。

【お答え】

労働基準法は使用者に対し、法定労働時間として原則、1 日 8 時間、1 週間当たり 40 時間を超えて労働させることを禁止し【労働基準法第 32 条】、法定休日として原則、毎週 1 回又は 4 週間を通じて 4 日の休日を与えることを義務付けています【労働基準法第 35 条】。

この法定労働時間を延長し、又は法定休日に労働者を労働させるためには、使用者は、当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合、又は労働者の過半数を代表する者と書面によって協定を締結し、これを労働基準監督署に届出する必要があります。この協定を「三六協定」といいます【労働基準法第 36 条第 1 項】。

また、この協定には、時間外又は休日に労働させる必要のある具体的事由、業務の種類、労働者の数、1 日及び 1 日を超える一定の期間についての延長することができる時間又は労働させることができる休日について定めなければならないとされています。【労働基準法施行規則第 16 条 1 項】

なお、使用者が法定労働時間外又は法定休日に労働者に労働させるには、三六協定の締結・届出の他に、就業規則等にその根拠を定めることと、割増賃金の支払いが必要とされています（割増賃金については「時間外手当」の Q&A をご参照ください）。

まずは、三六協定が締結されているかどうか、会社に確認されてはどうかでしょうか。もし、締結されていない状態で残業をさせられているということであれば、労働基準法に違反する可能性があります。

また、三六協定が締結されている場合でも、協定で定める時間数を超えて残業させられている場合には、同じく労働基準法に違反する可能性があります。

そのような場合には、会社へ労働基準法に違反する状況を改善するよう求めていく方法があります。それでも改善されないようであれば、会社への指導を求めて労働基準監督署に相談する方法もあります。